

「福島県原子力損害対策協議会」
原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動
【結果概要】

□ 日 時 平成26年2月6日（木） 14：50～17：05

□ 要望者 会長代理 福島県副知事 村田文雄

副 会 長 福島県商工会連合会 会長 轡田倉治

JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 副会長 但野忠義

福島県町村会 副会長 遠藤栄作（鏡石町長）

代表者会議構成員

遠藤広野町長、松本檜葉町長、渡辺大熊町長、松本葛尾村長

※ 田村市、南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、飯舘村
は代理出席（副市町村長等）

□ 内 容 ※ 活動順

会長代理（副知事）から要望（要求）書を手交し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求を行った。

（要望・要求項目）

- 1 「中間指針第四次追補」を踏まえた、東京電力による的確かつ迅速、十分な賠償の実施
- 2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 3 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保
- 4 避難指示等区域に対する賠償
- 5 風評被害対策に係る賠償
- 6 除染等に係る賠償
- 7 自主的避難等に係る賠償
- 8 地方公共団体の損害に係る賠償
- 9 消滅時効への対応
- 10 賠償金の税制上の取扱（経済産業省のみ）
- 11 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（経済産業省のみ）

1 経済産業省

(14:50～15:10 経済産業省本館11階副大臣室)

対応者：副大臣 赤羽一嘉



【会長代理（副知事）】

- 「住居確保に係る損害の賠償」における「移住等をするのが合理的と認められる者」については、住民や市町村に混乱や不公平が生じないように、対象者を幅広く認める基準を早急に示させること。
- 山林や立木、墓地等の賠償基準を国が全面に出て早急に示させ、賠償金の支払いを開始させること。
- 「早期帰還者への賠償」について、被災地の復興の試金石でもある旧緊急時避難準備区域も対象とするとともに速やかに対象基準を公表させること。併せて、同区域の住民帰還につながる十分な支援をお願いしたい。

【赤羽副大臣】

- 「住居確保に係る損害」については、元々持っていた家の価値の減少分の賠償という従来の損害賠償の考え方に加え、常識の範囲内で移住する際の損害の考え方が示されたものと受け止めている。
- 「移住等をするのが合理的と認められる者」については、中間指針第四次追補の例示にこだわらず、常識的に考えて第四次追補の趣旨や精神を否定することのないよう、また時間をかけずに払うよう、しっかりとやりたい。
- 山林や立木の賠償基準をあと数か月で示せると聞いており、できるだけ早急に進めたい。また、高額な家財や仏壇の賠償等も一つ一つ早くやりたい。
- 早期帰還者への賠償については、旧緊急時避難準備区域を対象とすることは困難である。福島再生加速化交付金の使い勝手をよくすることで、その地域にメリットが出るよう検討している。

【会長代理（副知事）】

- 旧緊急時避難準備区域には若い人が戻っていないなど難しい問題がある。そうした実態を踏まえた対応をお願いしたい。

2 東京電力(株)

(15:30～16:45 東京電力(株) 本館3階C会議室)

対応者：代表執行役社長 廣瀬直己ほか



【会長代理（副知事）】

- 主に7項目について要求を行う。

＜住居確保に係る損害の賠償＞

- 「移住等をするのが合理的と認められる者」については、住民や市町村に混乱や不公平が生じないように、対象者を幅広く認める基準を早急に示すこと。

また、従前の賠償を前提として既に住居を確保した後にリフォームや別の住居を取得した場合のほか、世帯を分離して生活再建を図る場合、取得によらず再建を果たそうとする場合など、様々な実態があることを考慮し、混乱や不公平が生じない十分な賠償基準を策定すること。

帰還における住宅の建て替え等の必要性の確認は、簡易な手法で行うとともに、帰還、移住のいずれの場合であっても、実費によらない方法で賠償額を算定するなど、被害者に過大な負担や混乱を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにすること。

＜就労不能損害、営業損害の賠償＞

- 全ての被害者がそれぞれの将来設計に応じて生活や事業を完全に再建することができるよう、包括請求方式の対象期間を延長するとともに、避難指示解除後に帰還した際においても、被害者一人一人の実情に対応した賠償を行うこと。

＜農地や事業拠点の移転等に要する追加的費用の賠償＞

- 移住先等で農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得に要する費用等について、確実に賠償を行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 第四次追補に明記されたとおり、賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- 和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じてい

る損害に適用し、全ての被害者に対し公平な賠償を行うこと。

- 賠償請求手続については、被害者の負担軽減のため一層の簡素化を進めるとともに、相談窓口等においても誠意を持って丁寧に対応すること。また、「総合特別事業計画」に新たに掲げた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させること。

<避難指示等区域に対する賠償（財物損害に係る賠償）>

- 山林や立木、墓地等の賠償基準を早急に示し、賠償金の支払いを開始すること。

<除染等に係る賠償>

- 個人や事業者が自ら行う除染や検査の実施などに要する費用について、明確な基準を早急に示し、确实、迅速に賠償を行うこと。また、賠償請求の手続を開始するに当たっては、被害者に過大な負担を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにすること。

<地方公共団体の損害に係る賠償>

- 様々な検査等に要する費用や風評被害対策などの事業に要する費用等について、最後まで確実に賠償を行うこと。

また、税収の減少分について、目的税はもとより普通税も含め確実に賠償を行うこと。

【東京電力 廣瀬社長】

- 責任を持って、最後の一人まで一生懸命賠償を行っていく。総合特別事業計画が認定され、国も一歩前に出るとされた。東京電力も自分たちの役割をしっかりと果たしたい。



<住居確保に係る損害の賠償>

- 「移住等をするのが合理的と認められる者」の合理性の確認については、対象者をできるだけ幅広く認定できるようにしなければならない。また、移住する事情がある場合は住宅の再取得費用を賠償の対象とするよう考えている。従前の住居が借家の場合も家賃の差額分の賠償を考えている。

賠償方法については、移住する場合や、帰還し住宅の建替えの蓋然性が高いと考えられる場合には、混乱や不公平が生じないように、実態に応じた方法を検討し、請求者の負担を軽減するため可能な限り簡素化したい。

<就労不能損害、営業損害の賠償>

- 「就労不能損害」の賠償対象期間について、避難指示区域内に勤務先があった方に対し、平成26年2月を一旦の区切りとすると案内しているところ。第四次追補において将来の生活に見通しをつけるための賠償や、避難指示解除

後の帰還により損害が新たに発生した場合等の賠償についての考え方が示された。それらを踏まえ3月以降の支払いの在り方を早急に検討し、近日中に示したい。

また、「営業損害」の包括払いの対象期間については、農林業者は平成28年12月まで、その他の業種は平成27年2月までとしている。その後についても、事故発生時の営業地や耕作地で営業を再開する場合で、風評被害が発生している場合は別途請求が可能である。賠償対象期間が経過した後も休業を余儀なくされている方に対しては、具体的な状況をよく聴いて対応したい。これらの詳細について、改めて示したい。

＜農地や事業拠点の移転等に要する追加的費用の賠償＞

- 移転先で農地や機械設備等の事業用資産等を新規で取得した場合の費用を賠償の対象とすることは難しい。しかし、移転先で営業や営農を再開するため負担を余儀なくされた追加的費用は対象としている。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 被害者の心情に配慮し、一層誠実に対応する。原子力損害賠償紛争解決センターから示された和解仲介案の同様の事例への展開や対応については、和解案件は被害者毎の個別・特有の事情を聴いて合意するものであり、賠償基準としてそのまま広く適用することは難しいと考えている。今後も和解事例や総括基準を参考にしながら、親身・親切的な賠償を心掛けたい。

また、請求手続きの簡素化について、被害者の負担が軽減されるよう絶え間ない改善を引き続き行うとともに、相談窓口、電話窓口で丁寧に対応し、総合特別事業計画の「3つの誓い」を全社を挙げて徹底して実施していく。

＜避難指示等区域に対する賠償（財物損害に係る賠償）＞

- 「森林や立木、墓地等の賠償」については、平成26年度早期の受付開始を目指したい。

＜除染等に係る賠償＞

- 除染特措法施行前の除染費用については、総合特別事業計画に記載しているとおり、早急に基準を策定し平成26年度早期の受付開始を目指す。その他の除染費用も第二次追補等を踏まえて適切に対応したい。

また、請求者に過大な負担をかけない請求手続を検討する。

＜地方公共団体の損害に係る賠償＞

- 原子力災害対応に係る費用や風評被害払拭に係る費用について、一律的に判断せず、これまで以上に個別の内容や事情をよく聴いて対応したい。
- 税収の減少については、原子力損害賠償紛争審査会における議論を踏まえ、目的税については事故との相当因果関係が認められる場合には賠償の対象とするよう考えており、さらに、普通税についても交付税措置がされず事故後も実施が必要な事業に対応する減収分で「特段の事情」が認められる場合は

賠償対象とするよう前向きに検討している。

【会長代理（副知事）】

- 「移住等が合理的と認められる者」の定義についての柔軟な対応、就労不能損害の支払の在り方、地方公共団体への賠償範囲の拡大の3点について前進した回答があったが、その他についてはこれまでの回答と変わっていない。第四次追補に基づき策定する賠償基準や被害者への対応、営業損害、除染費用など、誠意を持ってしっかりと対応すべきである。

【轡田副会長（商工会連合会長）】

- 原発事故により被災した12市町村における事業再開率は40%だが、業種に偏りがある。土木・建設業は100%に近いが、その他の業種は20%弱、特に小売り・サービス業は10%弱である。避難先での商売は難しく、戻っても再開が難しいことから再開率が低くなっている。原子力発電所事故から間もなく3年となり、事業意欲をなくしている状況。
- 機械設備等は税制上5～6年で償却されたとしても、実際は10～20年使うことは当たり前。避難によりこれまでの設備が使えない場合は、事業再開のために資産を再取得する費用を100%賠償すべき。
- 一番大きな損害は風評被害であり、その払拭のための物産展開催等の営業活動に要する経費も膨大になっている。これらもしっかりと賠償すること。

【但野副会長代理（JA）】

- 20km圏外の農地の除染や賠償への対応を東京電力は無視している。20km圏外においても8000ベクレルを超える農地では表土をはぎ取り、地力が落ちていることから賠償の対象とすべき。放射線量に応じた除染、それに応じた賠償を一体として行うべきである。

【遠藤副会長代理（町村会長代理、鏡石町長）】

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 福島復興本社ができて1年が過ぎたが十分に機能していない。福島専従の職員を増やすことは当然のことであり、本県の実情及び被害者の声を親身になって受け止め、誠意を持って迅速に賠償を進めること。

＜全ての損害に対する十分な賠償期間の確保＞

- あらゆる業種が事故前と同等の状態に戻るまで賠償期間を確保すること。

＜風評被害対策に係る賠償＞

- 「風評被害対策」に係る経費について、個別に対応するのは納得できない。賠償基準を早期に示し、確実に賠償すること。

＜除染等に係る賠償＞

- 家庭や事業所では必要に迫られ必死になって自ら除染を行っていることから、損害の範囲を幅広く捉えた賠償基準を速やかに示すこと。また、時間の経過とともに証拠書類をなくしている場合があることや、特に事故発生当初は除染の手法が確立しておらず費用も様々であることを踏まえ、被害者に負担をかけない簡素で分かりやすい手続とすること。

＜地方公共団体の損害に係る賠償＞

- 自治体が必要に迫られて実施した様々な事業に対し「個別の事情があれば賠償の対象とする」等とせず、全ての事業を最後まで賠償すること。
- 税収の減少分については、入湯税などの目的税のみならず、市町村民税や固定資産税など普通税の減収も事故に起因した明確な損害であり、確実に賠償の対象とすること。
- 原子力災害への対応として、避難等指示区域外の自治体における避難者の受け入れに伴う人件費等についても確実に賠償すること。
- 風評被害払拭のためのキャンペーンやイベントは、事故によりマイナスとなった状態をゼロまで戻すために実施しているものであり、事故に起因する損害であることから確実に賠償の対象とすること。

【東京電力 増田常務】

- 財物への賠償は再取得を前提としたものとはなっていないが、第四次追補に基づき住宅の再取得に向けた検討を進めている。また、避難先で営業等を再開するための事業拠点の移転に伴う事業用資産の移転費用や保管費用等は必要かつ合理的な範囲で賠償の対象としている。
- 風評被害の追加的費用についても、事業への支障を避けるために支出を余儀なくされた費用等で必要かつ合理的な範囲のものが対象となる。個々の事情を聴きながら、適切に対応していきたい。

【東京電力 小川室長】

- 20km圏外の田畑の賠償に関して、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部区域の耕作地等での営農者に対し、避難指示等によって生じた逸失利益の賠償を平成25年12月まで行っているところ。それ以降については、本件事故と相当因果関係がある風評被害による損害、出荷制限指示等による損害、休業の継続を余儀なくされている場合等について、一定期間は賠償の対象としており、営農再開のための原状回復費用及び再開後に必要となった追加的費用も対象とするよう考えている。

【東京電力 町田所長】

- 20km圏外の農地等については、原則として財物賠償の対象としていないが、

営農を再開していただけるように我々は取り組んでいかなければならない。いろいろな追加的費用について、引き続き事情を聴きながら前向きに検討したい。

【東京電力 増田常務】

- 「福島復興本社」では請求者への親身な対応を掲げているが、賠償や除染について手ぬるい、対応が遅い、本店と福島の距離が遠い等の声があり、大変反省している。被害者の意見をよく聴いて、引き続き親身・親切な対応を心掛けたい。
- 「賠償期間の確保」について、避難指示解除が長引いた場合は避難の状況や個別の事情等を確認して、事故との相当因果関係がある損害について適切に対応していく。賠償の期間については、原子力損害賠償紛争審査会における今後の審議の状況を踏まえ、被害者の事情をよく聴いて適切に対応したい。
- 「風評被害に対する賠償」の追加的費用について、事業に支障が生じた場合、それを避けるために負担を余儀なくされた費用について必要かつ合理的な範囲で賠償の対象になると考えている。
- 「除染への賠償」に関しては、総合特別事業計画にも記載しているとおり、除染特措法施行前に実施した除染費用について早急な賠償基準の策定と、平成26年度早期の受付開始を目指して準備している。その他の除染特措法に該当しない除染費用についても、「指針」を踏まえ適切に対応するべく検討を進めていく。

【東京電力 小川室長】

- 「地方公共団体の損害」の税収減に関しては、目的税のみならず普通税についても、審査会で議論されたような特性が認められるものは賠償する方向で検討している。

【東京電力 石崎副社長】

- 賠償をスピードアップすることが新たな総合特別事業計画の根本の理念。その実現のため皆様の声を聴き、できることから取り組んでいく。

【会長代理（副知事）】

- 被害の実態や被害者の現状をよく理解し、幅広く賠償する方向で検討すること。東京電力の理念は言葉では聞くが、実態が伴っていない。被害者に寄り添い、損害を幅広く認め、スピード感を持って対応すること。

【渡辺 大熊町長】

- 当町には3月11日の夜に避難指示が出され、住民は長期避難になるとは思

わず着の身着のまま避難した。その後、警察に届出があるだけで200件もの盗難、空き巣の被害があり、なんとか助けてくれと悲鳴のような声が町に寄せられている。被害者救済の視点に立って対応すること。

【松本 檜葉町長】

- 「相当期間」は目安として示されたものであり、地域ごとの事情を踏まえて必要な期間を確保すること。
- 避難先で操業を再開した事業者が元の場所に戻るの難しい。企業誘致を考えており、協力をしてほしい。

【遠藤 広野町長】

- 旧緊急時避難準備区域の広野町でも盗難被害など、事故に起因して様々な被害があった。避難指示が国からであろうと町からであろうと、住民にとっては避難していることは同じであり、町は帰還の促進のため全力で取り組んでいる。早期帰還者への賠償を旧緊急時避難準備区域にも適用するよう検討すること。

【松本 葛尾村長】

- 山林、立木の賠償について早急に対応すること。また、井戸についても誠意を持って早急に対応すること。

【東京電力 廣瀬社長】

- 原子力発電所事故から3年近くが経過してもまだまだ対応が追いついておらず、新たな被害も生じていることを改めて強く認識した。
- 福島への責任を果たすことが東京電力の一丁目一番地と考えている。特に賠償は被害者の一人一人、一つの事業毎に結びついており、最もしっかりと取り組まなければならない。賠償を担当する一人一人に会社全体の取組や考え方を徹底させ、被害者の事情をよく聴いて、一律一辺倒な対応にならないよう知恵を出す努力をしていかなければならない。

【会長代理（副知事）】

- 被害の現場はここ東京ではなく、福島県、双葉郡にある。現場の実態や状況を把握した上で賠償を進めること。
- 我々協議会は、全県民が生活の再建、事業の再建を果たすことができるまで粘り強く要求を続けていくので、東京電力としてしっかりと応えること。
- 被害者が納得できる賠償が基本であり、考えを示すだけでなく、速やかに実行すること。また、被害者に対して分かりやすく丁寧な説明をしっかりと行い、被害者に理解してもらえるよう取り組むこと。

